

最低制限価格等の算出方法が変わります。

五條市建設工事等の品質確保のため、平成28年10月1日以降に公告及び指名通知を行う建設工事について、最低制限価格（税抜き設計金額が250万円以上の建設工事）および最低制限基準金額（税抜き設計金額が250万円未満の建設工事）の算出方法を下記のとおり変更します。

◎現行

直接工事費	×	95%	の	千円未満切り捨てた額	
共通仮設費	×	90%	の	千円未満切り捨てた額	
現場管理費	×	80%	の	千円未満切り捨てた額	
一般管理費	×	55%	の	千円未満切り捨てた額	の合計額



◎改正後

直接工事費	×	95%	の	千円未満切り捨てた額	
共通仮設費	×	90%	の	千円未満切り捨てた額	
現場管理費	×	<u>90%</u>	の	千円未満切り捨てた額	
一般管理費	×	55%	の	千円未満切り捨てた額	の合計額

ただし、上記の合計額が、予定価格に10分の9を乗じて得た額を超える場合にあっては10分の9を乗じて得た額とし、予定価格に10分の7を乗じて得た額に満たない場合にあっては10分の7を乗じて得た額とします。

また、工事内容等から上記の方法により難しい場合には、予定価格の10分の7を下回らない範囲でその都度算出するものとします。

※最低制限価格を下回った場合は、失格となります。

※最低制限価格を聞き出そうとする等の行為に対して、指名停止等の措置を行うことがあります。